

USPTO の新規則の施行を連邦地裁が阻む

Virginia 州東部地区連邦地裁(the United States District Court for the Eastern District of Virginia)は、2007年11月1日から施行予定となっていたUSPTOの新規則(継続出願の回数制限(The 2+1 Rule)、クレーム数の制限(the 5/25 Rule)及び審査支援書面の提出(the ESD))について、2007年10月31日に、差し止めの仮処分を下しましたが、それに続き、2008年4月1日に、この新規則は、米国特許法に規定するUSPTOの権利範囲を超えるものであり、許されないとして、終局的に差し止める命令を下しました。

USPTOはこの判決を受けて、CAFCに控訴するであろうと考えられています。

以上